

令和 5 年度 第 2 回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和 5 年 10 月 5 日 (火) 18:30～20:00	
出席者	協議会委員	西内会長, 廣井副会長, 土居委員, 中川委員, 溝渕委員, 堀委員, 公文委員, 澤田委員
	基幹型地域 包括支援 センター	関田所長, 北村副所長, 宮川副所長, 田部基幹包括担当係長 坂口主査補, 谷脇主査補, 藤崎主事, 平山主事, 浅野主査補
	障がい福祉課	黒岩地域生活支援室長, 岡添主任 坂本主査
	健康増進課	喜多精神難病担当係長, 上甲主任
欠席者	竹岡委員, 尾崎委員	
内容	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年後見制度に対するニーズ調査の結果について 2 令和 5 年度 高知市～人生最期の～想いをかなえるノートについて <hr/> <p>(事務局平山)</p> <p>定刻となりましたので, これより令和 5 年度第 2 回高知市成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。</p> <p>本日はご多用の中, 審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は, 本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター平山と申します。議事に入りますまでの進行を務めますのでよろしくお願いいたします。審議会終了後, 引き続き地域連携ネットワーク協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会は, 情報公開の対象となっておりますので, 議事録を作成する関係上, ご発言の際には, まずお名前をおっしゃっていただきました後にご発言をお願いいたします。本日, 四国銀行尾崎様につきましては, 欠席の連絡をいただいております。また, 本日オブザーバーとして, 高知家庭裁判所の杉本様にご参加いただいております。</p> <p>続きまして, 審議会で使用する資料を確認させていただきます。令和 5 年度第 2 回高知市成年後見制度利用促進審議会次第と令和 5 年度高知市人生最期の想いをかなえるノート。あと 1 枚もののチラシ, 成年後見制度・相続無料相談会の資料はお手元にごございますでしょうか。</p> <p>それでは, 本審議会の設置に関しましては, 資料の 2 ページ, 成年後見制度利用促進</p>	

審議会条例で定められております。それではここからは西内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。西内会長よろしく申し上げます。

(西内会長)

皆さん、こんばんは。ご参集いただきましてありがとうございます。本日の審議会と協議会を予定しております。大まかな目安としましては、審議会の方が 30 分程度残りの時間が協議会というふうな目安で進めさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、審議会の方になりますけども、次第に沿って進めさせていただきます。事務局からお願いいたします。

(事務局浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。座って失礼します。よろしく申し上げます。成年後見制度に対するニーズ調査の結果について報告をさせていただきたいと思っております。成年後見制度に対するニーズ調査をするために、高齢者、身体、知的障害者、精神障害者に対して調査を行いました。私の方から高齢者の方について説明をさせていただきたいと思っております。調査対象調査、調査方法、回収状況はこちらに記載しているとおります。

まず 1 つ目の質問で、成年後見制度の認知状況について、成年後見制度を知っていましたかという問いについての結果です。令和 2 年度と令和 5 年度の結果を比較させてもらって、記載をしていますが、令和 5 年は聞いたことはあるが 38.2%と最も高くなっていて、どのような制度か大体知っているが 35.7%、知らないが 21.8%となっています。令和 2 年についても聞いたことがあるの割合が高くなっている状況です。令和 2 年と令和 5 年の調査回答票の選択肢の表現が少し違っていますが、このような結果になっております。

次に 4 ページです。参考程度にさせていただいているんですけども、年齢層別、介護度別、家族構成別、介護介助の必要度別で見た割合をそれぞれ出しております。年齢層別からみていきます。前期高齢者は聞いたことある、どのような制度か大体知っているが、主に 39.9%で最も高くなっております。後期高齢者は聞いたことはあるが 36.8%で、高くなっております。次に介護度別ですが、認定を受けていない、事業対象者、要支援 1 及び要支援 2 のいずれも聞いたことはあるが最も高く、認定を受けていないは 38.5%、要支援 2 は 33.8%、事業対象者は 41.2%、要支援 1 は 41.5%となっています。家族構成別でみると、夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）はどのような制度か大体知っているが最も高く、それ以外の家族構成では聞いたことはあるが最も高くなっています。

介護・介助の必要度別でみると介護・介助は必要ないはどのような制度か大体知っているが 37.5%となっており、他の介護・介助の必要度に対して比較的高くなっています。

す。

次に 6 ページです。2 つ目の質問で、成年後見制度を利用したいと思うかという、調査をしております。こちらも令和 2 年、令和 5 年で比較をしているんですけども、令和 5 年は調査の回答の選択肢にメリット、デメリットがわからず、判断できないという選択肢を追加して、調査を行っております。令和 5 年の方ではメリットデメリットがわからず判断できないが 45.6%と最も高くなっていて、利用したい、利用したくないを比べると、利用したくないが割合が高くなっております。

次に 7 ページです。こちらも参考で、年齢層別、介護度別、家族構成別、介護介助の必要度別でみた割合をそれぞれ出しておりますが、年齢層別、介護度別、家族構成別、介護介助が必要度別でどれみてもメリットデメリットがわからず判断できないと回答している方が最も多くなっております。

続きまして 8 ページに移ります。2 番の質問で利用したくないと回答した方に利用したくない理由は何ですかという質問をしております。必要ないと思うが 64.1%と最も高くなっていて、自分の財産や契約を人にゆだねるのは不安という回答が 23.7%と次に多くなっております。こちらも令和 2 年度、令和 5 年を比べたものですが、令和 5 年の調査の回答の選択肢には周りに信頼できる人がいないという選択肢を追加しております。なお、このその他の具体的な回答は以下ようになっておりまして、主に家族にゆだねるという意見が多数見られております。

次の 9 ページに移ります。こちらも年齢層別、介護度別、家族構成別、介護・介助の必要度別で見た割合を載せております。年齢層別では、前期高齢者、後期高齢者ともに必要ないと思うが最も高く、前期高齢者は 65.1%、後期高齢者は 63.6%となっております。いずれの家族構成も必要ないと思うが最も高い割合となっておりますが、息子・娘との 2 世帯は 72.5%、夫婦 2 人暮らしは 48.4%と特徴がみられます。

次に 10 ページに移ります。介護度別で見ると、いずれの介護も必要ないと思うが、最も高い割合となっておりますが、要支援 2 は 71.4%、認定を受けていないは 64.5%、要支援 1 は 58.6%となっております。介護介助の必要別で見ると、介護・介助は必要ない、何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない及び現在、何らかの介護を受けているのいずれも必要ないと思うが最も高く、現在、何らかの介護を受けているは 76.3%、介護・介助は必要ないは 63.5%、何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない 63.5%となっております。

最後にニーズ調査の結果、成年後見制度の必要性を感じていない方に次いで、自分の財産や契約を人にゆだねることに不安を感じている方が多くなっていきます。一方で、制度自体を知らない方や、制度は知っているものの内容までは知らない方が多数を占めており、成年後見制度の内容を詳しく知らないために利用をためらう方もいると考えられます。

高齢者の尊厳や権利を守るため、これまで以上に成年後見制度を広く普及促進し、市民が成年後見制度の内容を理解した上で、制度利用の有無を選択できるように取り組んでいく必要があります。次に障がい福祉課からお願いします。

(事務局坂本)

障害福祉課の坂本でございます。私の方から障害の分野の方を報告させていただきます。着座にて失礼します。障害の部分につきましては11ページからでございます。計画の見直しの年度ということでありまして、令和5年度に実施したアンケートの調査対象等について、載せております。令和2年度から変わりました部分につきましては精神障害者の方と一緒に調査をしたというところが変わっております。またウェブであったりだとか、そういったところも選択性というふうなところも新たに導入しまして、以上のような回答結果になっております。続いて内容を説明させていただきます。12ページをご覧ください。

成年後見制度について知っていましたかという質問に関しましてすべての障害を共通したものにつきましては、聞いたことがあれば、内容はよく知らないと回答した割合が一番多くなっております。令和5年度は令和2年に比べて聞いたことがないと回答された方の割合が増えて、大体知っていたと回答した割合が減ってきております。高齢の部分と、内容というか、表記の仕方が大分違っておりまして見づらい部分もあるかもしれませんが、障害の部分につきましてはですね、身体、療育、精神3分野、跨っておるというところと、そもそも前提条件として本人さんにご回答いただくというところがあるんですけども、そもそも意思表示できない、身体的に書けないといったところがありまして、家族さんが該当する場合もございます。そのときには注意事項としまして、家族さんが該当する場合、他の方が該当する場合は、本人さんにしっかりと意思確認して記入してくださいということをアンケートの方に入れさせてもらっているんですけども、どうしても若干家族の主観の方が入る可能性もあるなということも考慮しましてですね、参考にこのような形で載せさせていただいています。一番上、12ページの身体のところの説明はすけれども、検証とかいうところがこの手帳のみで抽出して、全部本人家族支援者ひっくるめた割合になってまして、その中の詳細を本人家族支援者の方というように形で載せさせていただいております。ここでは、成年後見の主な対象であります療育、精神または重複の部分につきまして詳しく内容の方説明させていただきたいと思っております。

13ページの方見ていただきまして、療育手帳の方なんですけれども所持者の半数の方が聞いたことがないというふうにご回答しておりまして、ここが若干、全体的な統計とは違うようなところになっております。

次に14ページをご覧ください。今後自分の判断、特に自信が持てなくなった場合、成年後見制度を利用したいかという質問につきましては、令和5年度、令和2年度に比べ

て利用したいという回答した方が増加しております。

障害種別のところ 15 ページをご覧ください。療育手帳、精神の手帳また聴覚障害をお持ちの方につきましては利用意向は 45%前後となっております。ただし、それぞれの障害種別で、本人さんは利用したくないというふうに回答しているけれども、家族介護の場合は利用したい方が割合が多くてここはちょっと逆転現象が起こっています。

次に 16 ページをご覧ください。3 すべての障害を統計した分につきまして利用したくないと答えた方に利用したくない理由は何ですかという質問です。必要ないと思うと回答された方が一番多くて 43%。契約を人に任せるのが不安、お金がかかるから、と回答された方の割合が同じ割合で、続いて利用の仕方がわからないとなっております。こちらはその他でそれぞれ記入がありましたので、どういった理由かというところ、それぞれの手帳の属性だったり、回答書ごとにそれぞれ書いております。

17 ページのところをご覧くださいましてよくわからない (2) って書いているその (2) の 2 つは 2 名の方が回答されたって意味合いで書いています。表現をそれぞれそのまま載せさせていただいておりますので、ご了承ください。

18 ページです。利用したくない理由につきましてはやはり、必要ないと思うところは多いんですけども、ご本人さんは利用の仕方がわからないが 2 番目で不安であることが次。最後にお金というふうになってるんですけどもご家族さんの方が回答される方につきましては、2 番目にお金、次に利用方法がわからない。最後に、任せるのが不安になっています。

次、19 ページをご覧ください。家族さんの数が少ないのでちょっと本人さんだけの説明がありますけれども、必要ないと回答された次に利用の仕方がわからない。続いてお金のことであったりとか任せるのが不安というふうになっています。

次の 20 ページ。重複の部分なんですけれども、ここの家族さんが一番不安なお金というふうになっております。それは大体同じような傾向になっております。

次に 21 ページをご覧ください。問 4 については障害独自の質問になっているんですけども、利用したいと答えた方に伺っております。後見人をどういった方にお願いたいと思いますかという事です。すべての障害のトータルですと、家族に依頼したいと答えた方は 71%で、続いて専門家にお願いたいと答えた方が 39%というふうになっております。療育手帳の方、につきましては 22 ページですね。

大体家族さんというふうになっておりまして、精神は 23 ページ。各障害種別で家族に依頼したいと回答された割合が多いんですけども、精神障害の手帳をお持ちの方のみ、家族と専門家が同じ割合というふうになっております。家族さんより専門家の方に依頼したいと回答した割合が多いのが、属性で言いますと身体の方と精神の方の本人ということになっています。全体的な考察になりますけれども、利用したいという回答された方の割合が増えていることから、成年後見制度のニーズ自体が増えているところなんです。ただし、療育、精神で見ると、家族の方の割合が多いのではない

かというところで、本人さんにもそういったアプローチが必要なのではないか。ただし一方で聞いたことがないというふうに回答された割合も多いので、その利用したくないと回答された理由以外のそもそも利用の仕方がわからないであるとか、お金がかかるといった、そういった正しいですね成年後見制度の利用だったり、そういったところも踏まえて、広報啓発活動が必要なのではないかというところですよ。

事務局からの説明は以上です。ありがとうございました。

(西内会長)

はい。ありがとうございました。それでは、順番に行きましょうか。令和2年度と比較して令和5年度の調査結果を説明してもらいましたが、高齢者のニーズ調査につきまして、委員の皆様からご質問とか感想がありましたらお願いしたいです。

澤田委員をお願いします。

(澤田委員)

聞き漏らしていたかもしれないのですが、そもそもニーズ調査の目的って何なんでしょう。

(事務局 関田)

ニーズ調査というのは3年に1回行っておまして、高齢者保健福祉計画というのを3年に1回見直しをしており、それに対して、市民の方のニーズを調査することを目的に調査を行っております。その項目につきましてですね、この成年後見というものも入れておまして、成年後見について市民の方がどういうふうに捉えられているのかということ把握するために項目を追加して行っている状況になっております。

(澤田委員)

ありがとうございます。それでニーズ調査をした結果の結論がこの考察に書かれているような内容になるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局 関田)

はい。そういったような形でまとめさせていただいております。

(澤田委員)

ありがとうございます。それがまた次のこの思いをかなえるノートの内容に繋がってそういう展開ですかね。

(事務局 関田)

はい。こういったツールも開発しながらですね、成年後見についても広げていきたいというところで、取り組み一環としてですね、本日紹介させていただくというふうに考えております。

(西内会長)

他の委員の方どうでしょうか。

はい、廣井さん。

(廣井委員)

行政書士会の廣井です。感想なりますけれども、調査の結果、身寄りのない方や障害をもつ子を持つ親御さんの利用が、されてるというふうに見てとれました。つまり積極的な制度利用の方々では、属性的にないのかなというふうな感想です。しかし、そうであっても、高知市では独居高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加というのは、見えているわけであって、そうしますと、いや応なく成年後見制度の利用が好ましいということが予測されるんじゃないかと感じました。そうしましたら、やはりそういった地域現場に最も近い民生委員さんや、居宅介護事業所の方々そして地域包括や中核機関を通じてこの制度利用を、たとえ積極的でなくても利用されやすいように展開していく施策というのが考えられてもいいのではないかという感想です。

(西内委員)

ありがとうございます。他の委員からも障害のほうも含めてどうでしょうか。

公文委員お願いします。

(公文委員)

先ほど廣井委員さんからご指摘ありましたけど、例えば敬老行事の一環として高齢の方のご自宅に訪問してお祝いの品をお届けすると、一部の方が独居なんですけど、家族の方が見守りにきたり、手伝いにきたりする人がほとんどなんです。ですから、独居といっても親族と繋がりがあがる方はほとんどという。そういう理解をしていただいた上で、判断をしていただければと。以上です。

(西内委員)

はい。ありがとうございます。今回そういう家族がいる方については必要ないと思うところがあるところが見えてきたり、障害の調査の方も家族の思いとしては、後見制度の利用という意識が高いのは先ほど話がありましたけれども他の委員さんいかがでしょうか。

(溝渕委員)

介護福祉士会の溝渕です。私の感想にはなりますけれども、先ほど廣井先生がおっしゃった居宅介護支援事業所に勤めておりますので、そういう方々と接しておりますが、あんまり最近では独居で家族との繋がりがある方ももちろんいらっしゃるんですけども、身寄りがない方が結構増えてきていらっしゃると思います。高知市では、どれぐらいの世帯が独居世帯で身寄りがないかというふうな、そんな調査とかはされたことあるのでしょうか。

(事務局 関田)

高齢者支援課のホームページのほうで独居が何%ぐらいだとかいうのはあったと思います。世帯の構成を調べれば出てくるのですが、先ほどちょっとお話あったような単純に独居ということでは把握できますけれども、本当に身寄りがないのかということの調査はできていないところがありましてその数字は把握できていないです。

(溝渕委員)

ありがとうございました。

(西内会長)

他の委員さんいかがでしょうか。自分の将来のところをイメージできていないので、必要ないと思っているとかあるいは調査にもありましたけど、身近に家族と一緒にするとか、家族が来てくれるので必要ないと思っているということなのか。それから障害のある人の調査についてはやっぱり家族の方とご本人の思いが違ったりしていますので。その辺も踏まえて立場によってとか状況によってとか、ひょっとしたら制度に対する考え方が違うのかもしれないかもしれません。このニーズ調査を生かして次どうしていくかを事務局で、ご検討いただければと思います。

ありがとうございました。

(土居委員)

司法書士の土居です。高齢の方は家族との関係が希薄になっているように思います。施設の中で、入所されてる方なんかでもやっぱり高齢化が進んで、どうしても誰に引き継いでいいのかわからない。施設長さんも家族がいないというところで悩まれているところもあります。その辺がやっぱり局面によってはニーズの差があるんじゃないかなということもちょっと気になりました。ご指摘だけ。

(西内委員)

土居さんありがとうございます。ニーズの違いとかっていうところも着目して、ちょ

っと今後に生かしていただければと思います。この調査はまた続いていきますよね。また計画作ったらいろんな関係かもしれないんですけど。

(事務局 関田)

日常生活のニーズ調査につきましては、先ほど言いましたように3年に1回ですね計画の見直し前に行っておりまして、前回、令和2年に行って、今回令和5年ということになっておりますので、こちらもまた同じような形で確認していきたいというふうに思います。

(事務局 黒岩)

障害福祉課 黒岩です。障害も同様で3年に1回、計画のサイクルは全く一緒ですので3年ごとに意思確認、ニーズ調査をしたいと思っています。

(西内会長)

はい。ありがとうございます。今日出た委員さんの意見を踏まえてちょっとまた項目の追加とか修正とかできたらと思いますので、よろしくお願いします。

そうしましたら、次の議題に進みます。次第に3番目の令和5年度の人生最後の思いをかなえるノートについて事務局から説明をよろしくお願いします。

(事務局 田部)

基幹型地域包括支援センターの田部といいます。いつもお世話になっております。皆様のお手元の方に人生最後の思いをかなえるノートというものを置かせていただいております。前回の審議会の際に、製作中ということでご報告させていただいておりましたが、先ほどのニーズ調査の中でも、成年後見制度のことを利用したくないという方がまだまだ多いところで、自分の人生をイメージする、そういうきっかけになっていただくことと、成年後見制度を利用促進していくために、必要な方にそういった制度が届くような形で、この冊子の方を製作しております。1枚開けていただきますとはじめにということで、先ほどのご説明の通り自分らしい生き方を考えるきっかけづくりになることを目的として作っております。判断能力が低下してきている高齢者の方であるとか、そういった方々に、このノートを活用して、ご自身の将来をイメージしていただきながら、何を大事にしていくかっていうところを少し聞いていくようなものになっております。そのノートを将来家族とか、周りの方々と共有できるような、そういった人生会議の方でも活用できるような形にしていけたらというふうに思っています。またこれを、居宅のケアマネージャーさんなんかは、こういったツールがあれば、そういった将来のことを聞き取りするのに、やりやすいついていうようなご意見も以前の

ACPの研修でいただいておりますので、今後居宅のケアマネージャーさんにも、こういったものを配布して、活用いただくようにというふうに考えております。進みまして、13 ページのところに行きますと、成年後見マップっていうのを作っております、成年後見制度について、少し市民の方にわかりやすくご説明するようなツールとして、こちらの方に成年後見制度についての説明も入れております。以上になりますが、これを活用して、できるだけ多くの方に、将来のことをイメージしていただくこと、きっかけづくりとなっていくことと、成年後見制度について正しく理解していただくことで、必要な方が必要な時に使えるっていうことに、進めていきたいと思っております。

また毎年改定をしていこうと思っておりますので、ちょっと使いづらいとか、こういったところが改良したほうがいいんじゃないかっていうご意見があればまた改良して、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、また委員の皆様には、ご意見いただければと思います。以上です。

(西内会長)

ありがとうございます。綺麗に作っていただいて、今ちょっと初めて見ていただいた方もいらっしゃると思いますが、ご意見とか感想がありましたらお願いいたします。

(中川委員)

社会福祉士会の中川です。よろしくお願いします。今日初めてさせていただくんですけども。これは何て言うのかな。ちょっと今自分がこれを記入する場面を想像して、ちょっと思ったんですけど。これはいつの段階で、どこで誰からこう進められて、どういう段階でこれを記入することを想定されてるのかなと思って。ちょっとそこだけお聞きしたいんですけど。

(事務局 田部)

ご質問ありがとうございます。こちらの方は、比較的まだ元気なうちから、事前準備としてできるように、いきいき百歳体操の会場であったりとか、あと個別で支援している方々に承認していきたいと思っております。ケアマネージャーさんたちの担当されてる方々でも、その事業対象者であるとか要支援1の方とかは使えると思うんですけども、もう一つ、医師会の方が共同でつくられてるし、知っちゃいてノートと言って、エンディングノートのようなものを作ってらっしゃるんですけども、そちらの方は医療依存度が高くなった方々が、最後の在宅医療をどうしていくかっていうところをもっとディープな部分を記載するようなところがありますので、こちらのノートは本当にきっかけづくりというところで、入口の部分で、市民の方に広く、自分の人生について考えていただくきっかけづくりというふうに考えられます。健康講座とか、そういったところでお話をしながら一緒に変えていくっていうことを

イメージしています。

(西内会長)

堀井さんどうぞ。

(堀委員)

精神保健福祉士協会の堀です。こういうものがあるということは聞いてはいたけども、初めて見せていただきました。私が主に対象というか支援の対象にして精神障害の方ですけども、先ほどのデータの中にもありましたけど、孤立してるっていう方が随分多いので、高齢者だけじゃなくて、私も利用者さんとかこういうことを話しておきたいかなっていうのをすごい感じました。高齢の方だけでなく障害のある方もあればですねお願いしたいです。実際私が担当している人が亡くなってしまうことがあるのですが、その時に葬儀をどうするかとかこういうのがあって事前準備ができてたらいいかなと。あんまり話して不安になるやったらそれはいけませんけれども。落ち着いてる時に話ができるならいいかなと思いました。

(事務局 田部)

ご質問ありがとうございます。ご意見ありがとうございます。こちらの方は一応高齢用ではあるんですけども、いろんな方に使っていただけたらいいかと思っていますので、そんなときには障害の方とか使う際に、使用しにくいとか、ひらがなにされた方がいいとか、何か皆さんでご意見いただいたらそっちの部分を改良していきたいと思いますので、配布については基幹型に全部ありますので基幹型にまで来ていただけたら。また10月に、包括向けに研修をして包括がこれを説明できるように、少しレクチャーしてから、包括の方にも置くように考えてますので、もしお近くに包括があるようでしたら、地域包括の方にお伺いしていただけたら、何部か置くようにはしておりますので、よろしく申し上げます。

(西内会長)

はい、土井さんお願いいたします。

(土居委員)

司法書士の土居です。1つだけ改良点だと思うんですけど、終わりの2つ目のところに「遺言執行」っていうのがあると思うんですけど、ここが元気な高齢者であれば任意後見をどうしようかなというところと、ひとつは遺言という局面もあると思うんですね。そうすると「遺言作成」とか大きく書いていけばいいのかなと思いました。

(西内委員)

14 ページのマップのところですね。

(土居委員)

13, 14 ページのところですね。

(事務局 田部)

ご意見ありがとうございます。こちらの方は一応高齢者用ではあるんですけども、いろんな方に使っていただけたらいいかと思っていますので、そんなときには障害の方でも使う際に、ひらがなにした方がいいとか何か皆さんでご意見いただけたら、改良していきたいと思います。配布については、基幹型にあります。また、10月に包括向けに研修をして、包括が説明をできるように、少しレクチャーしてから、包括の方にも置くようにしておりますので、もしお近くに包括があるようでしたら、地域包括の方にも置くようにしておりますので、よろしくをお願いします。

(西内会長)

ありがとうございます。修正しながらということですので、今後使ってみて、具体的にまた改善していくっていいんだと思います。委員の皆様方、今後、この審議会等でも気づいたことがありましたら、遠慮なく言っていただけたら、より良いノートになってるかなと思います。よろしくお願ひいたします。そうしましたら予定していた議題は以上になります。委員の皆様から他に議題がありましたら、よろしいでしょうか。

(土居委員)

すいません。ニーズの調査が3年に1回ですかね。これは3年ってどういう意味合いは何でしたっけ。

(事務局 関田)

高齢者保健福祉計画のですね見直しのために行っておりまして、高齢者福祉系保健福祉計画の期間が3年で設定されますので、この調査をもとにその3年の計画を作成しているという形になります。

(土居委員)

ありがとうございました。

(西内会長)

ほかにはよろしいでしょうか。そうしましたら、審議会の方は以上にしたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。 【終了】